

平成26年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月13日 午前10時00分		
	延 会	3月13日 午前11時39分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	11	東恩納 寛 政	2	石 川 清 友
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成26年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第7号

平成26年3月13日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第9号	平成26年度今帰仁村一般会計予算について	質 疑
2	議案第10号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	質 疑
3	議案第11号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	質 疑
4	議案第12号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	質 疑
5	議案第13号	工事請負契約について	質 疑
6	同意案第1号	教育委員の任命について同意を求める件	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「議案第9号 平成26年度今帰仁村一般会計予算について」を議題といたします。

これから歳出の質疑を行います。歳出、1款議会費から5款労働費までの質疑を行います。質疑はありますか。1番。

○ 1番 與儀常次君 84ページ、2款総務費、5目企画費の13節委託料の一番下の今帰仁村地域安心・安全告知整備事業とは、どういう事業なのか、説明を求めます。

次に111ページ、2目老人福祉費の1節報酬、一番下の包括支援センター嘱託員の人数は何名なのか伺います。

次に114ページ、2目老人福祉費の13節委託料、下のほうの高齢者虐待等緊急一時保護委託料とって、7,000円掛ける7日間、3名ということで14万7,000円ですが、これの説明を求めます。

次、開けて115ページ、下のほうの今帰仁村生きがいデイとは、どういう事業なのか。

次に122ページ、3款民生費、1目児童福祉総務費の19節の負担金、補助及び交付金のやんばる町村ファミリーサポートセンター運営負担金とありますけれども、このファミリーサポートセンターはどこにあるのか。場所の説明。

次、132ページの2目予防費の1節報酬731万円の健康長寿作戦事業云々と、次のページまで健康長寿作戦等がございますけれども、共済費、賃金、報奨費、旅費とか、健康長寿作戦は前にもありますけれども、いろんな作戦があると思っておりますけれども、これの説明を求めます。以上。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

84ページ、総務費、総務管理費の委託料、今帰仁村地域安心・安全告知整備事業、これについては防災行政無線の設置の事業でございます。495万3,000円につきましては、事業導入に当たる施工管理費の委託費の計上となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時05分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

ページ数も多岐にわたりますので、一本ずつ整理しながらお答えしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

まず111ページ、3款1項社会福祉費、2目老人福祉費の中の1節包括支援センターの職員に関することとございますけれども、現在、保健師1名、主任ケアマネージャー1名、このお二人は村職員としての包括支援センターの職員として配置しております。嘱託職員としまして看護師1名、社会福祉士1名、ケアマネ1名が平成25年度まででしたけれども、今回、ケアマネを1人増員したいということでの計上でございます。

続きまして114ページ、同じく老人福祉費の中の委託料の中の高齢者虐待緊急一時保護委託料というこ

とでございますけれども、本村におきましても近年、高齢者の虐待等、家庭での緊急避難の場所がないということで、今年度からグループホームであるとか養護老人ホームに緊急的に一時保護するために予算を計上しているところでございます。

115ページの今帰仁村生きがいデイにつきましては、平成25年度までの要支援1、2の方々をそれ以上、介護の状態とか、悪くならないように、社協のほうへ委託しまして、日々の健康増進であるとか、趣味活動であるとかをする事業でございます。

続きまして122ページ、民生費の2項児童福祉費の中の19節やんばる町村ファミリーサポートセンターの運営負担金でございますけれども、その場所についてのご質疑でしたけれども、名護の労働金庫の2階のほうに事務所を持ちまして、北部町村、伊江島含めまして、名護市以外の北部町村で構成している子育ての、保育所に入っていない子供たちの一時的なケア、親代わりを個人個人に委託してみる施設でございます。

132ページ、4款衛生費、保険衛生費の中の2目健康長寿作戦事業というものについて、こういった内容であるかということのご質疑ですけれども、この事業につきましては、一括交付金事業を活用した健康長寿滞在型観光促進事業の事業として進めている事業でございます。平成24年に健康長寿の65歳以上の高齢者の生活実態調査を行いました。これに基づきまして、平成25年度に結果の報告書等をまとめた事業でございます。大きな概要としましては、住み慣れた地域で、生きがいを持って健康で安心して暮らせることが村づくりの重要なテーマであると、それに向けての村民の実際の因果関係を、実際の生活の状態をアンケート調査によりまして、今回、明らかにして、平成26年につきましては、1節報酬にありますとおり、報酬の中で健康運動指導士を配置しまして、現在、栄養士も配置して、村内の食材を生かした健康メニューづくりをやっております。今回、健康メニューづくりにつきましても、報告書が3月ででき上がる予定で進めておりまして、それを活用して、村民並びに、去った3月4日から3月15日まで、福岡のほうから9名ほど、村のスポーツ交流滞在センターにおきまして、肥満合宿という形で、10日間やっておりましたけれども、それは村のお金ではなくて、福岡教育大学の予算で実証事業という形で来てもらって、参考にしているんですが、そういった本土での健康づくりに携わっている方々を本村に一週間から10日間ほど宿泊していただきまして、その長寿作戦でつくったメニューを栄養士さんから食事の指導、あと健康運動士からの運動指導をして、元気になって帰ってもらいながら、今帰仁村の観光も楽しんでもらうというようなメニューをつくっていかうというための事業でございます。節につきましてははいっぱいありますので、そういった内容で構成している事業でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時13分)

1番。

○ 1番 與儀常次君 3点ほど確認のため、再度質疑いたします。

84ページの今帰仁村地域安心・安全告知整備事業、これは防災無線云々と説明がありましたけれども、これは今年度から始まって、大体何年度で終わる予定なのかということですね。予算が毎年組まれてくると思いますけど、大体目安、概算でもわかりましたら、終了予定ですね。

次に、114ページの2目の老人福祉費の委託料13節、高齢者虐待等緊急一時保護委託料とありますけど、3名、これは今まで今帰仁村で虐待があったのか。今後、あり得るということで想定して、予算を組んでおられるのか。説明求めます。

次に、122ページの負担金、補助及び交付金のやんばる町村ファミリーサポートセンターは、今帰仁村の方も今まで利用したことがあるのかどうか。負担金をただ出すだけなのか。説明求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時15分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

防災行政無線の事業工事につきましては、何年度までかということですが、これは平成26年度をもって完了の予定でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 114ページ、高齢者虐待緊急避難の件でございますけれども、今帰仁村のほうでは、現在、何名おられますかということなんですけれども、虐待に近い対応につきましては、3件ほど包括支援センターで対応はしております。その中で、どうしても将来、緊急避難の確保の必要なケースも出てくるだろうということで、もしでてきたときに緊急に対応できるために、今回は予算を計上させていただいているところでございます。以上です。

あと122ページ、やんばる町村ファミリーサポートセンターの今帰仁村の方々の活用はどうなっているかということなんですけれども、この事業につきましては、会員登録制ということで、本村では会員が76名いらっしゃいます。全体の構成の比率として16%を本村で占めている状況でございます。本村のほうは平成24年度で利用者が47名で、サポートしている方々が17名ということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 再度、防災無線について、課長の答弁では平成26年度で終わる予定ということですが、我々、湧川区も去年から防災無線という形で入っております。湧川は高低差が大きくて、谷間も多くて、いろいろ聞きづらい点もございます。これは平坦地と全然違うんですよね。山びこしたり、いろいろあって、それで今年度で終わるんでしたら、そういう細かい点もチェックしながら進めてもらいたいなど、せっかく入れて、聞こえにくいとか、聞こえないとかございますので、ぜひ今年度で終了予定ということですので、せっかく入れているんだから、みんなに聞こえるようにできたらなと思っております。今現在、いろいろ聞きにくいとかありますので、数をふやすのがいいのか、平坦地と違って高低差があつて、屋我地のものによく聞こえるけど、湧川のものが聞こえないとかあるんです。ぜひそういう面は考慮して工事には当たってもらいたいなと要望いたします。

次に、高齢者の虐待があるということですので、本人だけを避難させるんじゃなくして、原因もあると思いますね。家庭の。ここまでも踏み込んでサポートできたらなと思っております。ただ、虐待される本人だけ避難させて、解決する問題ではないと思いますので、いつまでも死ぬまで、行政が面倒をみるわけにはいかないと思いますので、原因も究明しながら、できるだけ家庭等の様子をみながら、サポートでき

る体制ができたらなと思っておりますので、これについて今後、どういう方法で取り組んでいくか、これは私は今帰仁村はそんなことはないと思っていましたけど、現実にあるということですので、今後いろいろな悩みを抱えて、老人が多くなるとこういう面も多くなると思いますので、今後の取り組み、もしございましたら、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

虐待等の原因につきましても、社会福祉士、それから包括支援センター、保健師含めたチームで対応していきまして、専門職主幹の地域連携ケア会議も昨年からは構築していきまして、その中で地域の区長さん、それから民生委員さん、その当事者を囲む方々のかかわりの中で、問題の根本を解決していくようにケア会議など、充実していこうということで取り組んでいるところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 81ページ、2款の総務費、1項総務管理費、2目の文書広報費の13節委託料の説明を求めます。

それと111ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の20節扶助費の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時23分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

81ページ、総務費、総務管理費、文書広報費の13節委託料でございますが、これは区長会の事務委託、そして区長会の事務特別委託、それから啓蒙活動費となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 111ページ、3款民生費、1項社会福祉費、社会福祉総務費の中の成年後見人制度報酬助成金と災害見舞金についてご説明いたします。

成年後見人制度報酬助成金につきましては、地域生活支援事業費の中の成年後見人制度利用支援事業ということでの事業であります。判断能力の十分でない高齢者とか、知的障害者等の生活の自立支援と福祉増進のための関係法に基づく、村長より審判申し立てを行うものであります。後見人とか、補佐、保護の関係があります。その件につきまして、現在、お一人いらっしゃるんですけども、33万6,000円計上して、1年分計上しているところでございます。災害見舞金につきましては、台風などの諸災害における見舞金ということで4万円計上しているところでございます。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 81ページの総務費の区長会事務委託と特別委託の件ですけど、なぜ自分が質疑しているかという、結果的にこれが減となっているんです。去年のものからすると。どういうことで減の要素、説明を求めます。

次の111ページ、成年後見人というのは、自分もこういう成年後見人の件で携わっているんですが、これに載っているのは、先ほど説明もあったんですが、もう少し具体的に、どういう状態の方なのか。ひと

り暮らしの方なのか、それとこれが誰に後見人をさせているのか。また何名そういう方がいらっしゃるのか。その説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

13節委託料、たしか前年度は4,018万9,000円、本年度3,216万9,000円減になっておりますけども、これにつきましては区長さんへの役場からの行政事務委託でございまして、特別減額というわけではございません。予算編成上の関係でこうなっておりますので、不足の分については補正で対応していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

成年後見人の現在の対象者はお一人でございます。状態と申しますか、障害を持っていらっしゃるって、自分で判断能力のない、金銭の管理とかできない方ということでございます。後見人としましては、弁護士さんに委託しているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 81ページの委託料の区長会事務委託と区長会事務特別委託については、理解いたしました。

次に111ページ、これは課長の説明では、現在1人いらっしゃるんだと、それは弁護士に後見人をさせているんだということなんですが、これは1人世帯の家庭なのか伺います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

住民票上はお二人いらっしゃるんですけども、子供につきましても、障害を持ってまして、判断できないということでございます。当事者の本人につきましても、高齢で認知症を患っていて、判断のできない状況だということでもあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時31分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時32分)

ほか質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出について質疑を行います。

重複しますが、先ほどの81ページ、2款の総務費、1項総務管理費の2目文書広報費、今の委託料なんですけども、私も調べたんですけども、前年度比にして800万円も減になっているので、補正でやるというのは、どういうことなのか。細かく見ると区長会事務委託、それから区長会特別委託、啓蒙活動、それぞれ減になっています。補正でやる理由があるのか。当初で組めなかったの。もう少し説明を求めたいと思います。

次は111ページ、今さきもありましたが、民生費、社会福祉費の28節の繰出金のほうです。その他繰出金2,000万円とありますが、これについては説明もなかったと思いますが、これの説明を求めます。その他繰出金はどれなのか。

117ページ、3款民生費の1項社会福祉費の3目老人保護措置費の扶助費20節、全体の減額がほとんど

これにまわっていますね。老人保護措置費276万円、前年で525万4,572円なんですが、約半額になっていますね。この説明を求めます。

142ページ、衛生費の1項保健衛生費の委託料、火葬場委託料なんですが、これも前年で651万3,000円の減になっています。ただ減になっているんですが、新しくできたのが火葬場自家用電気工作物保安管理、それから墓地基本計画策定業務、墓地実態調査というのが新しくふえていますね。この説明を求めます。

143ページ、衛生費で負担金、補助及び交付金というので、前年度になかったのが県公衆衛生協会、それから沖縄アジェンダ21県民会議、新しく入れたものであるのかどうか。

その下のページの144ページ、衛生費、委託料のゴミ収集委託料は、これも前年度比647万8,000円減になっていますが、この説明を求めます。特に今のところは、人数とか、細かく去年はあるんですが、これがないので、その説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

81ページ、文書広報費の委託料の減になっている要因についてでございますが、これはどうしても予算の編成上の関係で、予算が組めなかったというようなことでございまして、当初予算として、このような数値になっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ページ数が多岐にわたるので、ゆっくり答弁させていただきたいと思えます。

まず111ページ、3款民生費、1項社会福祉費、総務費の中の28節繰出金の中のその他繰出金についてでございますけれども、平成25年度は700万円、今回2,000万円増額して計上してありますけれども、その件につきましては、国保財政の赤字補填ということで増額して財政措置をしていただいているところでございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時38分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 その他繰出金につきましては、国保財政の赤字補填のための繰出金です。その1点です。

117ページ、3款民生費、1項社会福祉費の中の3目老人保護措置費の中の老人保護措置費の減の要因につきましては、平成25年度まではお二人いらっしゃいました。途中で1人になりまして、現在お一人です。その方の厚生園の措置費の減です。お一人分を計上しているところでございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時39分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時42分)

質疑の訂正がございますので、それを許可します。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 先ほど142ページの衛生費の件で、委託料の651万3,000円の減と申しましたのは、増でありました。訂正します。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費の 4 目環境衛生費の中の13節委託料600万円の増についてでございますけれども、この600万円の増につきましては、主に墓地基本計画策定業務に係る墓地実態調査含めて、基本計画を策定するための墓地実態調査を平成26年度に予定しているということでございます。そのための委託料630万円の増が要因です。

それから犬の登録関係委託料については、動物病院に委託するために新たに……。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時43分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 143ページの負担金補助金の中の県公衆衛生協会、それから沖縄アジェンダ21県民会議の補助金ですけれども、この件につきましては、環境衛生関係だということで、平成25年度まで保健衛生総務費の中で組まれていた予算を置き換えしたということでございます。

144ページ、4 款衛生費、2 項清掃費の清掃総務費の中の委託料の647万8,000円の増につきましては、昨年までにつきましては古宇利区島内の西東地区と分けての計上をしておりました。今年、ごみ収集委託の方式を今年度から変えようということをやっております。その委託料の中に修繕費、それから保険料、雇用保険料とか、保険料、衣服費、それから1人分の補助員の増を見込んで、増額している内容です。平成25年度までの受託業者につきましては、本村の家庭ごみ収集選定要綱に基づいて、抽選でやっていたわけですけれども、今回は西東地区と区域を分けて、修繕費等も自己持ちという形で、入札方式をとらせていただくところでごみ収集委託方式の変更に伴う増ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時47分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 81ページの件ですが、先ほど3番議員からもあって、ちょっとくどいようなんですが、要は今年度も並みの委託料になるということを確認していいですね。補正するというので、それで理解しました。

次の繰出金、その他繰出金、これは説明の中に国保なら国保と書くことはできなかったんでしょうか。質問しなくてもよかったんですがね。国保会計への繰出金ということですよ。111ページです。100万円以下ならいいんですが、2,000万円も超えているものですから、説明書きとしては、もっと詳細に国保会計への繰出金というふうには書けるかどうか。書いたほうがいいんじゃないかということです。ただ、その他と書かないで。だからほかの会計にも幾つかに分けていっているのかということになりますので、これは国保会計への繰出金のことですね。だからそういうふうには書けるように、再度答弁を求めます。

老人措置費については、1人分追加、プラスその他ということで理解しております。

142ページ、火葬場のほうも増でした。先ほど説明がありましたが、墓地基本計画策定業務、600万円という大きな計画実態調査なんですけど、これは将来の火葬場の改修の計画にも影響するような計画なんで

しょうか。今回で出ているということは、この辺をもとに改修計画に資するとか、そういったものになるのか。説明不足だと思いますので、再度説明を求めます。

先ほどの143ページは、別のところからのものということで理解しています。

次の144ページ、廃ガラス、びんの件ですが、収集委託業務については、内容の書き方なんですが、前回は詳細に何名掛ける幾らと節に書かれていました。今回は一くくりにして1,933万円というふうに書いていますよね。だからそれもちよっとわかりやすく書いていくか、あるいは説明でもやってほしいなということ。それから基金のもしたんですが、去年は古宇利区の1名があったんですが、今年はないということでしょうか。聞き漏らしましたので、古宇利区の1名は今年はないということか、答弁してください。去年は古宇利区の17万1,000円掛ける12月掛ける1名とあります。再度、この説明。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

委託料については、前年度並みかということですが、そのように考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 111ページ、繰出金に関することについてお答えいたします。

国保会計の繰出金につきましては、基盤安定負担金繰出金、それから基盤安定負担金の保険者支援分とか出産一時金、事務費相当額、国保財政安定支援事業、これにつきましては法に定めた繰出金でございます。その他繰出金につきましては、おのおの国保会計の事情によりまして、赤字補填であるとか、保険税の減額であるとかという形の繰出金になりまして、社会福祉総務費からの繰出金につきましては、全て国保への繰出金となっております。表記の仕方につきましては、一番上のほうに国保会計への繰出金ということでまとめれば見やすかったかなと思いますので、次年度からはそういった計上の仕方で行っていきたいと思います。

142ページの委託料、墓地基本計画策定業務、墓地実態調査につきまして、将来の火葬場の計画と関連するのということでございますけれども、今回の調査につきましては、火葬場の建設とは関係ございません。本村では、いま墓地の経営許可につきまして、県知事の許可を得るようになっておりますけれども、墓地実態調査をやりまして、墓地基本計画をつくった上で、県知事の権限移譲を受けまして、本村で本村の墓地の経営地域の設定を村民で決めて、その場所に村長判断で墓地をつくっていいというものへ持っていくための基本的な調査でございます。

144ページ、清掃総務費の中で、もっと細かく古宇利区、2地区という形で昨年までは計上してございましたけれども、昨年までは、先ほども答弁しましたけれども、選定委員会のほうで収集業務となり得る方が決まりましたら、抽選でやっていた状況でありました。平成26年度からは入札という形での取り方をやる関係上、詳細な形についての明示はできないということで、トータルで、プールでやっております。古宇利区、それから西地区、東地区という形での予算を計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時55分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 答弁で理解をしております。

142ページの件です。630万円の墓地基本計画策定業務、これは当初の予算でも村長から説明があったと思いますが、いずれ本部町、今帰仁村との統一事務、合同事務を考えないといけないということまで入っているかと思ったんですが、その辺の計画等はないと理解していいのでしょうか。このことに関しては、これは質疑なので、特別にないんですが、将来は、今の一部事務組合と同じように本部町と今帰仁村の合同での処理火葬場ということも考えているのかどうか。村長に答弁を求めて終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時56分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時57分)

ほかに質疑はありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 78ページ、2款1項1目一般管理費の14節使用料及び賃借料というのがありまして、1階コピー機使用料250万円、2階コピー機使用料125万円、これは実は平成25年度は、1階のほうで309万6,000円、2階のほうで154万8,000円、当初予算組まれていますが、減額になった理由。

それから84ページ、2款総務費の1項総務管理費、5目企画費の14節使用料及び賃借料、電算機器賃借料1,300万円なんですけれども、これは平成25年度が1,540万3,000円、約240万3,000円減額になっていますが、減額の説明。

85ページの同じ款項目の19節負担金、補助及び交付金の北部広域振興負担金1,947万1,351円になっていますけれども、これは平成25年度が1,504万3,870円でした。その増額の理由の説明を求めます。

それと先ほどの78ページのコピー機使用料、実は2階、1階とあるんですけれども、村全体のコピー機使用料を把握しているかどうか。ありましたらその金額まで。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

78ページ、総務費、総務管理費の12節使用料及び賃借料でございますけれども、1階コピー機、2階コピー機の使用料の件は、庁舎内でカラーコピーの使用頻度が多いということで、極力白黒で済ませられるのは白黒で済ますということで、カラーコピーの使用を減じたことが主な原因でございます。そして全体でのコピー使用料のものを持っているかという質疑でございますが、集計したものは、現在、手元にはございません。

84ページの使用料及び賃借料、たしか電算機の賃借料、前年度は1,540万3,000円でございますが、これは年度途中でリースが満了いたします。その関係で減になっております。これは買い取りリースでございますので、そのまま引き取って使用するというで減になっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 先ほどの質疑の中で、85ページの北部広域負担金の増ですが、それは平成26年度、北部広域事業で光ケーブルが半島一周布設されたもので、それに伴う増です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 78ページ、コピー機使用料の件なんですけれども、実は今回、平成26年度の予算の中で、コピー機の使用料を全部抜き出してみたいです。すると17部署から1,031万2,000円、これは平成25

年度が16部署で1,181万1,000円、約1,200万円なんです。現時点でコピー機の使用料を払う、要するにコピー機はどのような体系になっているのか。これだけ1,000万円にもなると、1つの業者に絞ってやれば、もっと安くなる可能性もあるのではないのかというのが質疑の趣旨です。現時点は、平成26年17部署、別々にみんなさせているのか。1つに統一できる方法がないのか。現時点、どういう形でやられているか答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

質疑のとおり、たしか1社ではなく、複数の業者からリースをしていると思います。部署によってそれぞれ違っております。そして統一できないかということでございますが、リースの開始時期もございまして、この辺は、すぐ統一して1社に絞る方法があるのかどうかということは、調査研究をしないと答えできませんので、その辺は差し控えたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 村長も施政方針の中では、行革を進めていくということで、ちゃんと方針の中にはあるんです。そういう中で平成25年度が約1,200万円のコピー代、当初予算では1,031万円なんですけれども、これは補正で足りなければ組んでいく状態になるんじゃないかと思うんですけれども、これだけの金額を使うのであれば、やはり行革を進めていく中で、17部署ですよ。そこはどうなっているか、実態を調べて、改革できる道がないのかどうか。安くする方法がないのかどうかは検討すべきだと思うんですけれども。恐らく1社にまとめれば、コピー機のカウンターによって単価を掛けていくのが使用料だと思うんです。単価が1円でも安くなれば、安くなる方法を探せば、その費用はもう少し安くなる可能性は十分あるわけです。やったことがないというのではなくて、ぜひこれはリースはおのおのみんな違うにしても、まとめる方法をやるべきじゃないかと思うんです。ぜひ課長、村長、副村長も含めて、そういう経費の削減を求めていくのであれば、やはり今の現状を把握して、改革できる道がないのかどうか、検討するという事で答弁をもらいたいと思うんですけれども、見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。1円でも安くなる方向で行財政の面でやるべきじゃないかという提言がございまして、これについては早急に検討していきたいと思っております。需用費、使用料については、庁舎内の行政改革の中でもプリンターのカラーインクの使用料とか、インターネットから排出されるカラーコピー、それとかいろいろございまして、現在コピー機にはロックもかけております。そういうふうに行行政改革につながるものについては、検討していきたいというふうを考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど1,030万円と言ったのは、コピー機の使用料だけなんですよね。実はインクジェット、トナーなども含めると、もう少し金額は張っていくと思うんです。そこら辺はまとめられる分については、1業者からとって安くできる方向を、ぜひ探してもらって、経費削減できる分野について

は、ぜひ頑張ってもらいたいと要望して終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時08分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時20分)

ほかに質疑はありませんか。7番。

○ 7番 山内 聰君 質疑いたします。

99ページから100ページにかけです。2款総務費、4項選挙費、7目村議会議員選挙費、報酬の投票事務について。101ページの2款総務費、4項選挙費、9目農業委員会委員選挙費、投票事務について説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

100ページ、総務費、4項選挙費、7目の村議会議員選挙費の1節報酬、投票事務についてでございますが、これについては2万1,000円の28名の金額となっております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時24分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時25分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 9目農業委員会委員選挙の1節報酬、投票事務の30万円の内訳については、後ほど内訳を届けたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出142ページの委託料、墓地基本計画策定事業、調査費の件についてです。これは各字全部ですか。それとも今からどこどこ調べて基本的にやるわけですか。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

この事業につきましては、各字既存の墓地、現在建っている場所、すべて実態調査をしまして、その実態調査の上で、農振地域であるとか、ゾーンがかぶっている場所とか、整理をしまして、各字で今後どういった地域に墓地を建てていいのか。各字ごとに墓地を建設する場所を区域指定していただいて、その計画に沿って、今後、平成27年度以降、県からの墓地経営許認可事務の移譲を受けて、村でその範囲だったら認めましょうとか、基本的な計画をつくるための事業になります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 前に僕が仲宗根が墓地公園は、闘牛場から西側、部落で決めていますよと言って、つくろうとしたら、こっちは法人化しないとできないということで断られたこともあるんです。しかし、湧川もある程度、全部まとまったところにつくっているし、仲宗根もつくっているし、やっぱりこうやってやらないと、どこにでも墓をつくれれば、みっともないし、今からやるのは、本当は遅いんですよ。仲宗根は何十年前からやって、湧川もほとんど同じ場所と決まっているんですよ。西側はどうかかわからないですけど、西側もある程度まとまったところにつくっていると思います。そして無縁仏がたくさんあるんです。各字にも。山の土手とか、そういうのも調査して無縁仏に入れるとか、こういうことまで考えて

いるか、考えてないか、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、取り組みが遅れたのは本村と隣村の二カ所が、今年で墓地実態調査をつくりまして、平成27年度の県からの移譲を受けたいということでの取り組みをしております。各地区ごとに、この地区は墓地区域というようなゾーニングを住民の意見を斟酌しながら、計画書を決めまして、その中でその地域は墓地をつくっていい場所というルールづくりをしていくための事業です。

あと無縁仏につきましては、現在、仲尾次区、勢理客区のほうで保健衛生課のほうに問い合わせがあり、今後、新聞等に掲示した後で、無縁仏のほうに納骨していく計画を進めています。今、議員が指摘しました岩陰とかにある無縁仏、そういったものまでは、現在のところ対応しかねると思います。調査としては、この地域にお墓があるというものは実態調査の中で全部調査して、整理していく計画でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 きょうは素直に認めたということですね。しかし、法人化となれば、墓地公園というのではなくて、今帰仁村で決めて、こっちは墓地公園と決めて、法人化した場合は、非常に難しいところがでてくるわけです。法人税とかでますから。だから村が指定して、こっちはこの地域の墓地公園ですよと決めれば、簡単なんですけれども、法人化となれば、法人税とか、いろいろあって、またつくる人がばらばらになるわけです。だからこういう面も考慮して、今帰仁村のこの部落の墓地公園ですよと決めるか、決めないかですね。そして今、仲宗根の今度新しく橋ができたところから、ポンプ室に行くところですが、そういうところは早目に、主もいないはずですから、無縁仏に入れるなりしないと、また子供たちがいたずらしたら大変ですから、こういうところも早目に調査して、無縁仏として納骨するという調査までやってほしいなど、各字ですね。そういうところがあると思うんです。そしてコーラルバイオの前にも墓があるんですよ。向こうも墓の入り口が開いて、つぼだけ見えるんです。そういうところも把握しながら、こういうのも早目に主を探していなければ、無縁仏にやるとか、こういう調査までやったほうがいいのかと思うんですけど、早目にやるのか、やらないか。それを聞いて終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時34分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

墓地は分譲目的とするというものにつきましては、前回から議論しているところでございますけれども、分譲目的のものについては、明らかに法律違反だということでできません。個人での経営の申請につきましては、可能だということで聞いております。

あと散在している無縁化した墓地につきましても、今回の実態調査によりまして、明らかにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 1点だけ確認程度なんですけど、85ページの19節負担金、補助及び交付金の中の北部広域振興負担金で増額分があったんですけど、これは光ケーブルを埋設したということなんですけれども、これは個人でも利用可能なのか。そうでないのか答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

85ページ、企画費の19節北部広域負担金の光ケーブル、個人で使用可能かということでございますけれども、これについては8芯ございまして、うち6芯は公共で使うと、残りの2芯については公共関連でないが無理ということがございまして、現時点では個人使用、企業が使用するというは無理じゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 現在、今帰仁村のインターネット事情は本当にスピードが遅いです。光ケーブルは格段にスピードアップが図れるので、情報格差が生まれてくるんです。今帰仁村は、那覇市と比べると。今後、個人や企業が利用できるような光ケーブル等の埋設とか、増設という考えはないか伺います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 たしかにこのブロードバンド事情の光ケーブル、インターネットについては、私達も十分認識しております。これの改善について地域間格差がでないようにする考えはないかということでございますが、現在、計画としてはございませんけれども、NTTとか、auさんから地域イントラということで、そういった提言はございます。そして最近、家庭で有線でのインターネットより、携帯のものを活用しているということで、つながりにくい場所と伺いますか、よく観光客が集まる場所、今帰仁城跡とか、コミセンのそば、そこにWi-Fiを2つ設置してございます。そういうことで、現在、村として新たな光ケーブルというのは考えておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、NTTとか、auさんからの提言はございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳出、1款議会費から5款労働費までの質疑を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

(延会時刻 午前11時39分)